

富士フイルム グリーン調達基準書

Ver. 3.7



FUJIFILM Group
Green Policy

2026 年 8 月

富士フイルム株式会社
ESG推進部 環境・品質マネジメント部

改訂履歴

改訂No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.1.0	新規制定	2010年12月1日
Ver.1.1	1. 別表1「閾値」を「規制値」に変更。 2. 電池を対象とした水銀の規制値を改定。 3. 電池を対象とした鉛、およびカドミウムの規制値を追加。	2011年7月20日
Ver.1.2	PCBに関する適用除外製品を別表1に追加。	2012年7月11日
Ver.1.3	1. アーティクル(部品、部材、製品)に含有されるフタル酸エステル 4 種類を、含有制限化学物質として追加し、新たな規制値を設定した。 2. アーティクル(部品、部材、製品)に含有される鉛の基準を、一般消費者向け製品について変更した。 3. EU RoHS 指令の改正内容を反映させた。	2013年6月14日
Ver.1.4	1. EU RoHS指令の適用除外項目を反映させた。 2. JAMP管理対象基準の変更を反映させた。	2014年5月19日
Ver.2.0	1. 「調達品グリーン基準」、「調達先グリーン基準」の区別を廃止し、調達品に関するグリーン調達基準に改定。 2. Ver1.4 の4. (2)①項の規定を削除。 3. Ver1.4 の4. (2)②項の規定を削除。 4. 「不適合品の対応」(Ver1.4 の5. (6)項)を削除。 5. 「お取引先のグリーン度調査(企業環境管理調査)の報告」(Ver1.4 の5. (7)項)を削除。 6. EU RoHS 指令の適用除外項目の改正内容を反映させた。	2015年4月28日
Ver.2.1	1. 別表1に項目を追加 (1)EU RoHS 指令で新たに規制対象となったフタル酸エステル 4 種類の規制値を設定。 (2)革製品、および革製品を含むアーティクルに含有される 6 価クロム化合物の規制値を設定。 (3)ゴム・プラスチック部分を含むアーティクルに含有される多環芳香族炭化水素化合物(PAH)の規制値を設定。 (4)1 辺の大きさが 5cm 未満のアーティクルに含有される鉛、および鉛化合物の規制値を設定。 (5)化学物質、混合物に含有される N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、および 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)を含有禁止に設定。 (6)アーティクルに含有される N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、および 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)の規制値を設定。 (7)アーティクルに含有するパーフルオロオクタン酸(PFOA)、およびその塩・エステルの規制値を設定。 (8)乾電池以外の電池に含有する水銀の規制値の適用除外を削除 2. 別表1を以下の二つに分割 (1)化学物質/混合物の含有制限化学物質管理基準 (2)アーティクルの含有制限化学物質管理基準	2015年12月18日

改訂No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.3.0	「5. 取引先様へのお願い事項」の「(2)グリーン調達基準に従った情報の提供」で、情報提供のフォーマットに関する内容を修正。 - 同「(4)その他」において、「法規制順守証明書類」に関する内容を修正。 「6. 用語の説明」に追加。	2016年5月30日
Ver.3.1	「5. 取引先様へのお願い事項」の「(2)グリーン調達基準に従った情報の提供」で chemSHERPA 形式を追加。併せて chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令・業界標準を記載。 - 別表1に下記内容を追加 - 閾値を法令の記載通りに修正 (例:EU RoHS 指令の均質材料あたり 0.1 重量%以下)。 - EU REACH 規則に基づき新たな含有制限化学物質を追加。 - 別表 2・別表 3 記載の EU RoHS 指令適用除外項目を最新内容に更新。	2017年6月29日
Ver.3.2	- 含有化学物質情報伝達の仕組みが JAMP から chemSHERPA に切り替わるのに伴い下記を修正。 「5. 取引先様へのお願い事項」の「(2)グリーン調達基準に従った情報の提供」から JAMP AIS、JAMP MSDSplus を削除。 「6. 用語の説明」で JAMP 管理対象物質に係る記載を削除。 「別表 5. JAMP 管理対象物質の基準となる法令、業界標準」を削除。 - 別表1の下記内容を修正。 - 化学物質の審査、および製造等の規制に関する法律 第 1 種特定化学物質の適用除外を修正。 - 水銀に関する水俣条約、およびその日本国内法(水銀による環境の汚染の防止に関する法律)の制定に伴い、水銀の制限内容を修正。 - 三置換有機スズ化合物の制限内容を修正。 - ジブチルスズ(DBT)化合物の制限内容を修正。 - パーフルオロオクタン酸(PFOA) (CAS No. 335-67-1)、およびその塩 構造要素の 1 つとして、別の炭素原子に直接結合した式 C_7F_{15}-を有する直鎖状または分岐状のパーフルオロヘプチル基を有する関連物質(その塩、およびポリマーを含む)。 構造要素の 1 つとして式 C_8F_{17}-を有する線状または分枝状パーフルオロオクチル基を有する任意の関連物質(その塩、およびポリマーを含む) 以下の物質を除く: $C_8F_{17}-X$ (式中、$X = F, Cl, Br$) $C_8F_{17}-C(=O)OH$, $C_8F_{17}-C(=O)O-X'$ or $C_8F_{17}-CF_2-X'$ (X' = 塩を含む任意の基) の制限内容を追加。 - N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、および 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)を含有禁止から削除。 - 赤リンを追加。 - 別表 2・別表 3 記載の EU RoHS 指令適用除外項目を最新内容に更新。	2018年6月29日
Ver.3.3	- 組織名を変更。 「6. 用語の説明(3) JAMP」の JAMP/chemSHERPA ウェブサイトの URL を変更。 - 別表 1(1)、(2)の訂正、および文言見直し。 - 別表 1(2)に EU REACH 規則附属書 XVII エントリ 51 改訂内容を追加。 - 別表 2、別表 3 の EU RoHS 指令適用除外項目を最新内容に更新、および表の構成変更。	2019年8月8日

改訂No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.3.4	1. 別表 1 の下記内容を変更 (1) 含有制限化学物質に「US TSCA Section 6(h) PBT 化学物質」を追加 (2) パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、および PFOA 関連化合物の制限が EU REACH 規則から EU POPs 規則に変更されたことに伴う修正 (3) 衣服または関連アクセサリ、および衣類と同程度に人の皮膚に接触する衣類以外のテキスタイル中に含有される特定の発がん性、変異原性、および生殖毒性物質の規制値を設定 (4) 下記法規の対象物質例を URL に変更 ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第1種特定化学物質 ・ 労働安全衛生法 製造等禁止物質 ・ 毒劇物取締法 特定毒物 ・ オゾン層保護法 特定物質 ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 特定物質 2. 別表 2、別表 3 記載の EU RoHS 指令適用除外項目を最新内容に更新 ・ 適用除外延長申請により「適用期限」から「延長審議中」にステータス変更 ・ 適用期限が確定したものを「延長審議中」から「適用期限」に変更 ・ 適用除外追加 (ANNEX III No.43、44、ANNEX IV No.44) ・ 期限終了の適用除外に終了日を追記 3. 上記1(3)追加により、対象物質と均質材料あたりの重量による最大濃度限界の別表 6 を追加 4. 上記3別表 6 の No.18-No.22 で指定する他のフタル酸エステルを記載した別表 7 を追加	2020年9月30日
Ver.3.5	1. 別表 1 の下記内容を変更 (1) あへん法、大麻取締法、麻薬特例法による規制物質を追加した (2) アーティクルの表面コーティングに含まれる長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸塩(LCPFAC)を制限対象物質に追加した (3) パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩に関する制限が、US TSCA でも規制されることに伴う修正 2. 別表 2、別表 3 記載の EU RoHS 指令適用除外項目を最新内容に更新 ・ 適用除外延長申請により「適用期限」から「延長審議中」にステータス変更 ・ 適用期限が確定したものを「延長審議中」から「適用期限」に変更 ・ 適用除外項目を追加 (ANNEX III No.45) ・ 期限終了の適用除外に終了日を追記	2021年10月1日
Ver.3.6	1. 別表 1 の下記内容を追加 ・ 炭素数 9～14 のパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) とその塩、およびその関連物質を追加した 2. 別表 2、別表 3 記載の EU RoHS 指令適用除外項目を最新内容に更新 ・ 適用除外延長申請により「適用期限」から「延長審議中」にステータス変更 ・ 適用期限が確定したものを「延長審議中」から「適用期限」に変更 ・ 適用除外項目を追加 (ANNEX IV No. 45、46、47、48) ・ 期限終了の適用除外に終了日を追記 3. 別表 5. に新たに chemSHERPA 管理対象基準となった 中国 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 を追加	2023年3月10日

Ver.3.7	1. 6. 用語の説明中の『JAMP』の記載を『CMP コンソーシアム』に置き換え 2. 別表1(2)に以下の5物質群を追加 ・ パーフルオロヘキサンスルホン酸とその塩、及び関連化合物 ・ デクロランプラスおよびそのシス異性体およびトランス異性体 ・ 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328) ・ 中鎖塩素化パラフィン類(炭素数 14~17)(MCCPs) ・ 長鎖パーフルオロカルボン酸(C9-21 PFCAs)とその塩、及び関連物質 3. 別表1(2)の対象法規制/物質名・対象製品・規制値・適用除外製品を最新の法規制に基づき見直し、および誤記修正 ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第1種特定化学物質 ・ ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE) ・ フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ・ フタル酸ジブチル(DBP) ・ フタル酸ブチルベンジル(BBP) ・ フタル酸ジイソブチル(DIBP) ・ 水銀/水銀化合物 ・ カドミウム化合物 ・ 鉛/鉛化合物 ・ 長鎖パーフルオロアルキルカルボン酸塩(LCPFAC) 4. 別表2、別表3の適用除外項目・対象と適用期限を最新のEU RoHS指令に基づき更新 5. 別表2に以下の適用除外項目を追加 ・ No. 6(a)-II、6(b)-III、7(a)-I~VII、7(c)-V、7(c)-VI、9(a)-III、39(b)、46 6. 別表3に以下の適用除外項目を追加 ・ No. 41a、49 7. 数値単位を Parts-per 表記(ppm および ppb)に統一	2026年8月31日
---------	---	------------

目次

1. はじめに	P. 6
2. 本基準書の目的	P. 6
3. 適用範囲	P. 6
4. グリーン調達基準	P. 6
5. 取引先様へのお願い事項	P. 6
6. 用語の説明	P. 7
別表 1. 含有制限化学物質管理基準	P. 8
別表 2. EU RoHS 指令適用除外項目	P. 15
別表 3. EU RoHS 指令適用除外項目(医療機器、監視・制御機器に適用)	P. 23
別表 4. 発生してはならない特定アミン一覧	P. 26
別表 5. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準	P. 26
別表 6. 衣服または関連アクセサリ、および衣類と同程度に人の皮膚に接触する衣類以外のテキスタイル中の含有を制限する特定の発がん性、変異原性および生殖毒性物質と最大濃度限界一覧	P. 27
別表 7. 別表 6 にて含有を制限する特定のフタル酸エステル一覧	P. 28

1. はじめに

富士フイルム株式会社、およびその関係会社（以下、弊社と記す）は、環境負荷の低減と製品・化学物質の安全確保のため、事業活動において、地球温暖化対策、資源循環や製品含有化学物質の管理を推進しています。これらを推進するためには、単に環境法規制を遵守するのみならず原材料や部品等の調達から、製品の製造、販売、使用、廃棄に至る、製品のライフサイクル全体の視点で自主管理基準を定め、社会的な要請に応えていくことが重要と考えています。本基準書では、「富士フイルムグループ 調達方針」に基づき、弊社が調達する物品に対して定めた化学物質の管理基準を示します。

2. 本基準書の目的

弊社の調達品に関する、グリーン調達の基準を定めること。

3. 適用範囲

弊社が生産・販売・提供する製品に用いるために調達する化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材。

4. グリーン調達基準

下記(1)から(3)の全ての基準が満たされていること。

- (1)調達品が含有制限化学物質^{※1}を含まないこと。ただし、弊社が基準値を設定している場合は、本基準値^{※2}を満たしていること。
- (2)調達品に含まれる含有制限化学物質、および含有量把握管理化学物質に関する、正確な含有情報が提供されること。
- (3)調達品の含有化学物質の管理は、産業界で広く利用されている「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理が実施されていること。

※1 ※2 含有制限化学物質とその基準値は別表 1 に記載します。

5. 取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するため、下記の各項目についてご協力をお願いします。

(1)グリーン調達基準に適合した調達品の納品

別表 1 に示す含有制限化学物質管理基準に適合した化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材の納品をお願いします。

(2)グリーン調達基準に従った情報の提供

弊社へ納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材が、グリーン調達基準に適合した調達品であることを示す情報の一つとして、弊社依頼元からの指示に従い、CMP コンソーシアムが運営する情報伝達シート(chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI) の提供をお願いします。なお、調達品の含有化学物質情報、該当法規情報に変更があった場合は、上記資料の更新と提供をお願いします。ただし、弊社より別のフォーマットを指定する場合があります。

(3)グリーン調達基準に従った調達品の管理

弊社へ納入する化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材について、「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理をお願いします。なお、取引先様の管理状況を確認するため、自己監査をお願いする場合があります。

(4)その他

弊社製品に対する法規制または弊社顧客要請に対応するため、特定の化学物質(群)、法令、基準、および規格に関して下記対応をお願いする場合があります。

- ①法規制遵守証明書類の提出
- ②法規制遵守を記載した購入仕様書または契約書の取り交わし

6. 用語の説明

(1) 含有制限化学物質

以下のいずれかに該当する化学物質。

- ①化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材への含有が、法令により禁止または制限される化学物質。
- ②弊社の方針として、納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材への含有を禁止、または制限する化学物質。

(2) 含有量把握管理化学物質

chemSHERPA 管理対象物質。弊社に納入される調達品に含有されている場合に、その含有量を把握、管理する。

(3) CMP コンソーシアム

2025 年 10 月に JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会 Joint Article Management Promotion-consortium)を改組し新組織として運営開始。Chemical & circular Management Platform(CMP)並びに chemSHERPA を運営し、製品に含有する化学物質情報及び資源循環情報の適正かつ効率的な管理と伝達を推進することにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的としている。

CMP コンソーシアム ウェブサイト : <https://cmp-consortium.com/>

(4) 別のフォーマット

CMP コンソーシアムと同様に産業界で広く用いられている管理基準に従う含有化学物質情報伝達のフォーマット。弊社が指定する。

(5) chemSHERPA 管理対象物質

CMP コンソーシアムが定めた製品含有化学物質の情報伝達の対象とする物質。人々の健康障害予防や環境保全のために管理が必要な物質であり、サプライチェーン全体の関係者が合意できるものとして選定されている。(別表 5 参照)

最新の管理対象物質は、CMP コンソーシアムウェブサイトにて確認のこと。

(6) 情報伝達シート

化学物質/混合物または成形品に含有される報告対象の化学物質情報を開示・伝達するための情報伝達シート。情報を伝達する対象の化学物質は chemSHERPA 管理対象物質として定められる。

化学物質、混合物のためのシート	chemSHERPA-CI
アーティクル(部品、部材、製品、包材、および副資材)のためのシート	chemSHERPA-AI

(7) 製品含有化学物質管理ガイドライン

CMP コンソーシアムが発行したガイドライン。サプライチェーン全体を通じた含有化学物質管理が、効率的、合理的に推進されるように、特に含有化学物質管理のポイントとなる化学物質/混合物からアーティクルへの変換工程に着目し、さらに前後の工程も視野に入れて、正確で効率的な含有化学物質管理を行うための管理の要件を示す。上記ガイドラインは、CMP コンソーシアムウェブサイトより入手できる。

(8) 法規制遵守証明書類

弊社へ納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包材、および副資材が、特定の法規制を遵守していることを取引先様が明記した書類。

別表 1. 含有制限化学物質管理基準

(1)化学物質、混合物

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第1種特定化学物質 【対象物質】 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から提供される NITE 化学物質総合情報提供システム(ナトクリップ)参照 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?_e_trans=&slScNm=RJ_01_001	化学物質、混合物	含有禁止	経済産業省ウェブサイト「第一種特定化学物質規制に関する情報(副生、国際条約関係)」の中で指定された適用除外内容 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_history.html
労働安全衛生法 製造等禁止物質 【対象物質】 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から提供される NITE 化学物質総合情報提供システム(ナトクリップ)参照 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?_e_trans=&slScNm=RJ_04_011	化学物質、混合物	含有禁止	なし
毒劇物取締法 特定毒物 【対象物質】 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から提供される NITE 化学物質総合情報提供システム(ナトクリップ)参照 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?_e_trans=&slScNm=RJ_03_001	化学物質、混合物	含有禁止	なし
オゾン層保護法 特定物質 【対象物質】 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から提供される NITE 化学物質総合情報提供システム(ナトクリップ)参照 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?_e_trans=&slScNm=RJ_12_001	化学物質、混合物	含有禁止	なし
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 特定物質 【対象物質】 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から提供される NITE 化学物質総合情報提供システム(ナトクリップ)参照 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/sltLst?_e_slst=&slScNm=RJ_11_001	化学物質、混合物	含有禁止	なし
麻薬及び向精神薬取締法 麻薬・向精神薬	化学物質、混合物	含有禁止	なし
覚せい剤取締法 覚せい剤	化学物質、混合物	含有禁止	なし
あへん法 あへん、けし及びけしがら	化学物質、混合物	含有禁止	なし
大麻取締法 大麻草及びその製品	化学物質、混合物	含有禁止	なし
麻薬特例法(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) 規制薬物	化学物質、混合物	含有禁止	なし
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 ANNEX XIV 掲載物質 (認可対象物質) https://echa.europa.eu/authorisation-list	化学物質、混合物	含有禁止	なし
US TSCA Section 6(h) PBT 化学物質 https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals-under	化学物質、混合物	含有禁止	購買部門が指定した化学物質、混合物
カドミウム/カドミウム化合物	化学物質、混合物	含有禁止	なし
水銀/水銀化合物	化学物質、混合物	含有禁止	なし
ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	化学物質、混合物	50 ppm 以下	なし

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
ベンゼン (CAS No. 71-43-2)	購買部門が指定した化学物質、混合物	1,000 ppm 未満	なし
ジブチルスズ(DBT)化合物	混合物	含有禁止	購買部門が指定した混合物
ジフェニルエーテル、オクタブロモ誘導体 (C ₁₂ H ₂ Br ₈ O)	化学物質、混合物	1,000 ppm 以下	なし
トリクロロベンゼン (CAS No. 120-82-1)	化学物質、混合物	1,000 ppm 未満	なし
パーフルオロオクタン酸(PFOA) (CAS No. 335-67-1)とその塩、および PFOA 関連化合物 (i) パーフルオロオクタン酸、その分岐異性体のいずれかを含む (ii) その塩 (iii) 構造要素の 1 つとして部分 (C₇F₁₅)C を持つ直鎖または分岐パーフルオロヘプチル基を有する任意の物質(塩、およびポリマーを含む)である PFOA 関連化合物。 以下の化合物は、PFOA 関連化合物として含まれない。 (i) C₈F₁₇-X、ただし X = F、Cl、Br (ii) CF₃ [CF₂]_n-R' でカバーされるフルオロポリマー。ここで、R' = n > 16 の任意のグループ (iii) パーフルオロ炭素が 8 以上のパーフルオロアルキルカルボン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物、無水物を含む) (iv) パーフルオロ炭素が 9 以上のパーフルオロアルカンサルホン酸、およびパーフルオロホスホン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物、無水物を含む)； (v) EU POPs 規則付属書 I に記載されているパーフルオロオクタンスルホン酸、およびその誘導体 (PFOS) https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation	化学物質、混合物	PFOA またはすべての塩で 25 ppb 以下 または PFOA 関連化合物または PFOA 関連化合物の組合せで 1,000 ppb 以下	購買部門が指定した化学物質、混合物

(2)ア－ティクル

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第1種特定化学物質 【対象物質】 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)から提供される NITE 化学物質総合情報提供システム(ナイトクリップ)参照 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpCLst?_e_trans=&slScNm=RJ_01_001	ア－ティクル	含有禁止	経済産業省ウェブサイト「第一種特定化学物質規制に関する情報(副生、国際条約関係)」の中で指定された適用除外内容 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/about/class1specified_history.html
EU RoHS 指令 対象物質 カドミウム/カドミウム化合物	ア－ティクル	100 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 鉛/鉛化合物	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 六価クロム/六価クロム化合物	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 水銀/水銀化合物	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 ポリ臭化ビフェニル(PBB)	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	包材以外のア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 フタル酸ジブチル(DBP)	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 フタル酸ブチルベンジル(BBP)	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
EU RoHS 指令 対象物質 フタル酸ジイソブチル(DIBP)	ア－ティクル	1,000 ppm 以下 (均質材料あたり)	別表2、および別表3参照
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)(CAS No.117-81-7) フタル酸ジブチル(DBP)(CAS No.84-74-2) フタル酸ベンジルブチル(BBP)(CAS No.85-68-7) フタル酸ジイソブチル(DIBP)(CAS No.84-69-5)	ア－ティクル	可塑化された材料※3 中において4物質の 合計が 1,000 ppm 以下 ※3「可塑化された材料」とは、次の均質材料を意味する: ・塩化ビニル(PVC)、 塩化ポリビニリデン(PVDC)、ポリビニルアセテート(PVA)、ポリウレタン ・シリコンゴム、および天然ラテックスコーティングを除く、(とりわけポリマーフォーム、およびゴム材料を含む) その他いかなるポリマー ・表面コーティング、滑り止めコーティング、仕上げ剤、転写シート、プリントされたデザイン ・接着剤、シーラント、塗料、およびインク	・購買部門が指定したア－ティクル ・いかなる可塑化された材料※3もヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触しないことを条件として、産業または農業の作業場でのみ労働者に使用されるか、または屋外でのみ使用される成形品 ・研究所用の測定装置、またはその部品 ・RoHS 指令(2011/65/EU)の対象となる電気電子機器 ・医療機器指令(93/42/EEC)、体外診断用医療機器指令(98/79/EC)、能動埋め込み型医療機器指令(90/385/EEC)の対象となる医療機器またはその部品
鉛	包材、副資材	包装または包装を構成する部位中の鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの総和が 100 ppm 未満	なし
カドミウム			
水銀			
六価クロム			
水銀/水銀化合物	電池	含有禁止	なし
カドミウム	電池	10 ppm 未満	なし
カドミウム化合物	携帯型電池	20 ppm 以下 (カドミウム換算)	なし
鉛	アルカリ乾電池	40 ppm 未満	なし
鉛	アルカリ乾電池 以外の電池	1,000 ppm 以下	なし

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
鉛/鉛化合物	携帯型電池	100 ppm 以下 (鉛換算)	なし
水銀/水銀化合物	スイッチ、およびリレー	含有禁止	なし
水銀/水銀化合物	一般照明用の直管形蛍光灯のうち、定格消費電力が 40 ワット以下のもので、ハロリン酸塩蛍光体を主成分とする蛍光体を用いたもの	含有禁止	なし
鉛/鉛化合物	アーティクル	90 ppm 未満 (一般消費者向け製品の塗装、表面コーティング部分) (鉛換算)	なし
鉛/鉛化合物	アーティクルまたは子供が口に入れる可能性のあるアーティクルの部位で、1 辺が 5cm より小さいか、あるいはその大きさに取り外し可能または突出した部分を有する場合	アーティクルまたはそれらのアクセス可能な部分における濃度が 500 ppm 未満(鉛換算)	購買部門が指定したアーティクル
鉛	PVC(塩化ビニルのポリマーまたはコポリマー)から製造されるアーティクル	PVC 材料中に 1,000 ppm 未満	購買部門が指定したアーティクル
六価クロム化合物	・皮膚に接触する皮革製品 ・皮膚に接触する皮革部品を含むアーティクル	皮革部分(乾燥重量)あたり、3 ppm 未満 (六価クロム換算)	なし
パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体(PFOS) $C_8F_{17}SO_2X$	アーティクル	含有禁止	なし
短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)(SCCPs)(CAS No. 85535-84-8)	アーティクル	1,500 ppm 未満	なし
三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)	アーティクル	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	なし
ジブチルスズ(DBT)化合物	アーティクル	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	購買部門が指定したアーティクル
特定アミンを発生させるアゾ染料・顔料(別表 4 参照)	1. テキスタイル 2. 皮革製品	30 ppm 以下 (部品・部材あたり)	なし
ホルムアルデヒド	1. 木材製品 2. 織物製品	含有禁止	なし
ジメチルフマレート(DMF) (CAS No. 624-49-7)	アーティクル	0.1ppm 以下 (部品・部材あたり)	なし
多環芳香族炭化水素化合物 (PAH) (CAS No. 50-32-8, 53-70-3, 56-55-3, 218-01-9, 205-82-3, 205-99-2, 207-08-9, 192-97-2)	ゴム・プラスチック部分を 含むアーティクル	1 ppm 未満 (ゴム・プラスチック部分あたり)	なし

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
パーフルオロオクタン酸(PFOA) (CAS No. 335-67-1)とその塩、および PFOA 関連化合物 (i) パーフルオロオクタン酸、その分岐異性体のいずれかを含む (ii) その塩 (iii) 構造要素の 1 つとして部分 (C7F15)C を持つ直鎖または分岐パーフルオロヘプチル基を有する任意の物質(塩、およびポリマーを含む)である PFOA 関連化合物。 以下の化合物は、PFOA 関連化合物として含まれない。 (i) C8F17-X、ただし X = F、Cl、Br (ii) CF₃ [CF₂]_n-R' でカバーされるフルオロポリマー。ここで、R' = n > 16 の任意のグループ (iii) パーフルオロ炭素が 8 以上のパーフルオロアルキルカルボン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物、無水物を含む) (iv) パーフルオロ炭素が 9 以上のパーフルオロアルカンスルホン酸、およびパーフルオロホスホン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物、無水物を含む)； (v) EU POPs 規則付属書 I に記載されているパーフルオロオクタンスルホン酸、およびその誘導体 (PFOS) https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation	アーティクル	PFOA またはすべての塩で 25 ppb 以下 または PFOA 関連化合物または PFOA 関連化合物の組合せで 1,000 ppb 以下	購買部門が指定したアーティクル
炭素数 9～14 の直鎖状および分岐状のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs) とそれらの塩およびその関連物質 CnF2n+1C(=O)OH (n=8,9,10,11,12,または 13) の直鎖状および分岐状パーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)、およびそれらの塩、それらの任意の組合せ別の炭素原子に直接結合した CnF2n+1 (n=8,9,10,11,12,または 13) のパーフルオロ基を有する C9-C14 PFCA 関連物質、それらの塩およびそれらの任意の組合せ 別の炭素原子に直接結合していない CnF2n+1 (n=9,10,11,12,13 または 14) のパーフルオロ基を有する C9-C14 PFCA 関連物質、それらの塩およびそれらの任意の組合せ 以下の物質は、上記に含まれない。 – CnF2n+1-X (n=9,10,11,12,13 または 14、X=F,Cl,または Br) – CnF2n+1C(=O)OX' (n>13、X' =塩を含む任意の基)	アーティクル	炭素数 9～14 の直鎖状および分岐状のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs) とそれらの塩の合計で、25 ppb 未満 または 炭素数 9～14 の直鎖状および分岐状のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)の関連物質の合計で、260 ppb 未満	購買部門が指定したアーティクル
・長鎖パーフルオロアルキルカルボン酸塩 (LCPFAC) https://www.federalregister.gov/documents/2020/07/27/2020-13738/long-chain-perfluoroalkyl-carboxylate-and-perfluoroalkyl-sulfonate-chemical-substances-significant#sectno-citation-.721.10536 ・パーフルオロオクタン酸(PFOA) とその塩	アーティクル(表面コーティング)	含有禁止	不純物 ^{※4} 購買部門が指定したアーティクル ^{※4} PFOA とその塩については、上項記載の含有閾値がある為、不純物であっても、25 ppb 以下に規制されています。
US TSCA Section 6(h) PBT 化学物質 https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals-under	アーティクル	含有禁止	購買部門が指定したアーティクル
特定の発がん性物質、変異原性物質、および生殖毒性物質(別表 6 参照)	1. 衣服または関連アクセサリ 2. 通常のあるいは想定できる使用条件のもと、衣類と同程度に人の皮膚に接触する、衣類以外のテキスタイル	別表 6 参照(均質材料あたり)	購買部門が指定したアーティクル

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TBPP) (CAS No. 126-72-7)	テキスタイル	含有禁止	なし
トリス-(1-アジリジニル)ホスフィンオキンド(TEPA) (CAS No. 545-55-1)	テキスタイル	含有禁止	なし
ポリブロモビフェニル(PBB) (CAS No. 59536-65-1)	テキスタイル	含有禁止	なし
ヒ素化合物	防腐剤によって 処理された木材	含有禁止	なし
ジオクチルスズ(DOT)化合物	・皮膚と接触することを意図するテキスタイル ・手袋 ・皮膚と接触することを意図するフットウェアとその部品 ・壁掛け、および床カバー ・育児製品 ・2 液性室温硬化モールドディングキット(RTV-2 シーラントモールドディングキット)	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	なし
クレオソート	防腐剤によって 処理された木材	含有禁止	なし
ノニルフェノールエトキシレート(NPE) (C ₂ H ₄ O) _n C ₁₅ H ₂₄ O	テキスタイル	100 ppm 未満 (部品・部材あたり)	なし
ビスフェノールA(BPA) (CAS No. 80-05-7)	感熱紙	200 ppm 未満	なし
ビス(ペンタブロモフェニル)エーテル (デカブロモジフェニルエーテル; decaBDE) (CAS No. 1163-19-5)	アーティクル	1,000 ppm 未満 (部品・部材あたり)	なし
赤リン	電気絶縁体として使用される樹脂を含むアーティクル	1,000 ppm 以下	絶縁体として電気安全性が担保できているアーティクル。詳細は購買部門へ確認・相談のこと。
パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)(CAS No. 355-46-4)とその塩	アーティクル	意図的添加禁止、かつPFHxS または全ての塩の合計で 25 ppb 以下	購買部門が指定したアーティクル
PFHxS 関連化合物	アーティクル	意図的添加禁止、かつPFHxS 関連化合物の合計で 1,000 ppb 以下	購買部門が指定したアーティクル
デクロランプラス(シス異性体およびトランス異性体を含む) (CAS No. 13560-89-9, 135821-74-8, 135821-03-3)	アーティクル	意図的添加禁止、かつ1ppm 以下	購買部門が指定したアーティクル
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328) (CAS No. 25973-55-1)	アーティクル	意図的添加禁止、かつ1ppm 以下	購買部門が指定したアーティクル
中鎖塩素化パラフィン類(炭素数 14~17)(MCCPs) C ₁₄ H(30-y)Cl _y y≥5, C ₁₅ H(32-y)Cl _y y≥5, C ₁₆ H(34-y)Cl _y y≥6, C ₁₇ H(36-y)Cl _y y≥6	アーティクル	意図的添加禁止	購買部門が指定したアーティクル

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
長鎖パーフルオロカルボン酸(C9-21 PFCAs)とその塩、及び関連物質 (i) $C_nF_{2n+1}COOH$ ($8 \leq n \leq 20$) の直鎖および分鎖パーフルオロカルボン酸 (ii) その塩類 (iii) C9-21 PFCAs に分解または変換される可能性のある物質で、構造要素の 1 つとしてパーフルオロアルキル部分 C_nF_{2n+1} ($8 \leq n \leq 20$) を含む物質 ただし $C_nF_{2n+1}X$ ($X=F, Cl$ または Br) は C9-21 PFCAs 関連物質に含まない	アーティクル	意図的添加禁止	購買部門が指定したアーティクル
ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	包材	意図的添加禁止、かつ 10 ppm 以下	なし

別表 2. EU RoHS 指令適用除外項目 (ANNEX III)

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8, 9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
1	電球形等の片口金(小型)蛍光灯であって水銀含有量(1 バナー当たり)次の量を超えないもの					
1(a)	一般照明用途 30W 未満: 2.5 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
1(b)	一般照明用途 30W 以上 50W 未満: 3.5 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
1(c)	一般照明用途 50W 以上 150W 未満: 5 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
1(d)	一般照明用途 150W 以上: 15 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
1(e)	一般照明用途の環形または角型で、かつ管の直径が 17 mm 以下: 5 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
1(f)	特殊用途用: 5 mg					
1(f)-I	UV スペクトラムで発光するよう設計されたランプ: 水銀 5mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
1(f)-II	特殊用途用: 5mg	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24
1(g)	一般照明用途で 20000 時間以上の寿命を有する 30W 未満: 3.5 mg	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24
2(a)	一般照明用途の両口金の直管蛍光灯であって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの					
2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 9 mm 未満(例 T2): 4 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
2(a)(2)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 9 mm 以上 17 mm 以下(例 T5): 3 mg	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24
2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 17 mm を超えて 28 mm 以下(例 T8): 3.5 mg	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24	期限終了 2023.8.24
2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用し、通常の寿命を有し、かつ管の直径が 28 mm を超えるもの(例 T12): 3.5 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命(25000 時間以上)のランプ: 5 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
2(b)	その他の蛍光灯ランプであって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの					
2(b)(1)	管の直径が 28 mm を超える直管蛍光ハロゲンランプ(例 T10、および T12): 10 mg	期限終了 2012.4.13				
2(b)(2)	直管蛍光灯以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ(管の直径を問わず): 15 mg	期限終了 2016.4.13				
2(b)(3)	直管蛍光灯以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプで、管の直径が 17mm を超えるもの(例 T9): 15 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
	直管蛍光灯以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプで、管の直径が 17mm を超えるもの(例 T9): 10 mg	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24
2(b)(4)	その他の一般照明用途、および特殊用途(例 電磁誘導灯): 15 mg					
2(b)(4)-I	その他の一般照明用途、および特殊用途(例 電磁誘導灯): 15 mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
2(b)(4)-II	主に UV スペクトラムで発光するランプ: 15mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
2(b)(4)-III	非常用ランプ: 15mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
3	2022/2/24 より前に上市された EEE に使用される特殊用途の冷陰極蛍光灯(CCFL)、および外部電極蛍光灯(EEFL)であって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの					
3(a)	短い長さのランプ(500 mm 以下): 3.5 mg	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24
3(b)	中間の長さのランプ(500 mm を超えて 1500 mm 以下): 5 mg	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24
3(c)	長いランプ(1500 mm を超えるもの): 13 mg	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24	期限終了 2025.2.24

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8, 9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
4(a)	その他の低圧放電管ランプに含まれる水銀(ランプ当たり): 15 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
4(a)-I	その他の低圧放電管ランプの主要スペクトラム出力範囲が UV スペクトラムであることが必要な場合に、蛍光コーティングされていない低圧放電管ランプに含まれる水銀(ランプ当たり): 15 mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(b)	演色指数 Ra が 80 を超えるように改善した、P(ランプ電力)105W 以下の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプは、ランプ中の含有量(1 パーナー当たり)16mgの水銀を使用可能	2027.2.24	2027.2.24	2027.2.24	2027.2.24	2027.2.24
4(b)-I	P(ランプ電力) ≤ 155 W: 30 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
4(b)-II	155W < P ≤ 405 W: 40 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
4(b)-III	405W < P: 40 mg	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24	期限終了 2023.2.24
4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ中の水銀含有量(1 パーナー当たり)が次の量を超えないもの					
4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155 W: 20 mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(c)-II	155W < P ≤ 405 W: 25 mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(c)-III	405W < P: 25 mg	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	期限終了 2015.4.13				
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(f)	本別表 2 に特に定められていないその他の特殊用途放電管ランプに含まれる水銀					
4(f)-I	本別表 2 に特に定められていないその他の特殊用途放電管ランプに含まれる水銀	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(f)-II	2000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要なプロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(f)-IV	UV スペクトラムで発光するランプ中の水銀	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4(g)	装飾的あるいは建築上の専門的な照明設備やライトアートのネオンサイン用の手作業で製作される発光放電管中の水銀。水銀含有量は、以下の通りに制限される: (a) 20 °C 以下の温度で感光する屋外または屋内アプリケーション用として電極対あたり 20 mg、チューブ長 1 cm あたり 0.3 mg (ただし 80 mg 以下のこと) (b) 他の全ての屋内アプリケーション用として電極対あたり 15 mg、チューブ長 1 cm あたり 0.24 mg (ただし 80 mg 以下のこと)	期限終了 2018.12.31				
5(a)	陰極線管(CRT)のガラスに含まれる鉛	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
5(b)	ガラスへの鉛含有量が 0.2 重量%を超えない蛍光管	延長審議中	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
6(a)	機械加工のために、鋼材中、および亜鉛メッキ鋼板中に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛	2026.12.11	2026.12.11	2026.12.11	2026.12.11	2026.12.11
6(a)-I	機械加工のために、鋼材中に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛 ^{※5}	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
6(a)-II	バッチ式溶融亜鉛メッキ鋼板中に合金成分として含まれる 0.2 重量%までの鉛 ^{※5}	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛	2027.6.11	2027.6.11	2027.6.11	2027.6.11	2027.6.11

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8, 9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
6(b)-I	鉛を帯びたアルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛成分※ ⁵	2026.12.11			2027.6.30	2027.6.30
6(b)-II	機械加工目的で、合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛成分※ ⁵	2027.6.11			延長審議中	延長審議中
6(b)-III	鉛を帯びたアルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、合金成分としてアルミニウム製造合金に含まれる 0.3 重量%までの鉛成分※ ⁵	延長審議中	延長審議中	延長審議中		
6(c)	鉛含有量が 4 重量%以下の銅合金※ ⁵	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
7(a)	高融点ハンダ(すなわち鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)に含まれる鉛	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)
7(a)-I	定常電流または過渡／インパルス電流が 0.1 A 以上、あるいは遮断電圧が 10 V を超える、またはダイの端部のサイズが 0.3 mm × 0.3 mm を超える半導体アセンブリにおいて、ダイ、またはダイと共に配置されるその他の部品を接続するための内部配線用として使用される高融点はんた(すなわち、鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)に含まれる鉛	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)
7(a)-II	電気・電子部品におけるダイアタッチの内部および外部接続用の高融点はんた(すなわち、鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)に含まれる鉛 以下のすべての条件を満たす場合に限り － 硬化／焼結後のダイアタッチ材料の熱伝導率が 35 W/(m・K)を超えること、 － 硬化／焼結後のダイアタッチ材料の電気伝導率が 4.7 MS/m を超えること、 － 固相線温度が 260 ° C を超えること	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)
7(a)-III	電子部品をサブアセンブリ(モジュール、サブ回路基板、基板、またはポイント・トゥ・ポイントのはんだ付けなど)に取り付ける際に、二次はんたを使用しても一次はんたのリフローがないように、部品を製造するための一次はんた接合部(内部接続、または一体型接続-内部および外部を意味する)に使用する高融点はんた(すなわち、鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)中の鉛 本項目の対象から、ダイアタッチ用途および気密封止は除く	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)
7(a)-IV	下記における、プリント回路基板やリードフレームに部品を取り付けるための二次はんた接合部における高融点はんた(すなわち、鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)中の鉛: 1. セラミック・ボール・グリッド・アレイ(BGA)取り付け用はんたボール 2. 高温プラスチック・オーバーモールド(220°C超)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)
7(a)-V	下記の間で気密封止材料として使われる高融点はんた(すなわち、鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)中の鉛: 1. セラミック・パッケージまたはプラグと金属ケース 2. コンポーネントの終端と内部サブパーツ	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)
7(a)-VI	赤外線加熱用白熱リフレクターランプ、高輝度放電ランプ、オープン用ランプのランプ部品間の電氣的接続を確立するための高融点はんた(すなわち、鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)中の鉛	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)
7(a)-VII	ピーク作動温度が 200°Cを超えるオーディオトランスデューサー用の高融点はんた(すなわち、鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)中の鉛	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.24 にカ バーされる 用途を除く)

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8, 9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・伝送、および電気通信ネットワーク管理用のネットワークインフラ設備に使用されるはんだに含まれる鉛	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
7(c)-I	ガラス中、またはコンデンサ内の誘電体セラミック以外のセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
7(c)-II	定格電圧が AC 125 V または DC 250 V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2027.12.31 (別表 2. No.7(c)-I または 7(c)-IV にカバーされる用途を除く)	2027.12.31 (別表 2. No.7(c)-I または 7(c)-IV にカバーされる用途を除く)	2027.12.31 (別表 2. No.7(c)-I または 7(c)-IV にカバーされる用途を除く)	2027.12.31 (別表 2. No.7(c)-I または 7(c)-IV にカバーされる用途を除く)	2027.12.31 (別表 2. No.7(c)-I または 7(c)-IV にカバーされる用途を除く)
7(c)-III	定格電圧が AC 125 V または DC 250 V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	期限終了 2013.1.1				
7(c)-IV	集積回路、またはディスクリート半導体の部品に使用されるコンデンサに用いられ、ジルコン酸チタン酸鉛をベースとした誘電セラミック材料に含まれる鉛	期限終了 2021.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
7(c)-V	ガラスまたはガラスマトリックス化合物に鉛を含み、次のいずれかの機能を果たす電気電子部品 1) 高電圧ダイオードのガラスビーズおよびウェハのガラス層の保護および電気絶縁 2) セラミック、金属および/またはガラス部品間の気密封止 3) プロセスパラメータウィンドウが 500℃未満で粘度が 1013.3 dPas(「ガラス転移温度」)の状態での接着 4) トリマーポテンシオメータを除く、1 オーム/平方から 1 メガオーム/平方までの抵抗範囲を有するインクなどの抵抗材料としての用途 5) マイクロチャネルプレート(MCP)、チャネル電子増倍管(CEM)、抵抗ガラス製品(RGP)用の化学修飾ガラス表面における用途	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
7(c)-VI	セラミックに鉛を含み、次のいずれかの機能を果たす電気電子部品: 1) 圧電チタン酸ジルコン酸鉛(PZT)セラミックスへの使用 2) セラミックスへの正の温度係数(PTC)の提供	延長審議中 (別表 2. No.7(c)-II、 7(c)-III、 7(c)-IV および別表 3. No.14 にカバーされる用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.7(c)-II、 7(c)-III、 7(c)-IV および別表 3. No.14 にカバーされる用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.7(c)-II、 7(c)-III、 7(c)-IV および別表 3. No.14 にカバーされる用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.7(c)-II、 7(c)-III、 7(c)-IV および別表 3. No.14 にカバーされる用途を除く)	延長審議中 (別表 2. No.7(c)-II、 7(c)-III、 7(c)-IV および別表 3. No.14 にカバーされる用途を除く)
8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	期限終了 2012.1.1				
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	期限終了 2020.2.29	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
8(b)-I	以下で使用される電気接点中のカドミウムとその化合物 -回路ブレーカ -熱感知制御 -サーマルモータープロテクター(密封型サーマルモータープロテクターを除く) -下記定格の AC スイッチ: -AC 250 V 以上で 6 A 以上、または -125 V AC 以上で 12 A 以上 -DC 18 V 以上で定格が 20 A 以上の DC スイッチ -電源周波数≥200 Hz で使用するスイッチ。	延長審議中				
9	吸収式冷凍機における冷却システム用炭素鋼の耐食作用物質として冷却溶液中で用いられる重量比が 0.75%までの六価クロム	期限終了 2020.3.5	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8, 9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
9(a)-I	一定の稼働状態での稼働平均入力電力が 75W 未満であって完全に、若しくは部分的に電気ヒータで稼働するように設計された吸収式冷凍機(ミニバーを含む)の冷却システム用炭素鋼の耐食作用物質として冷却溶液中で用いられる重量比が 0.75%までの六価クロム	期限終了 2021.3.5				
9(a)-II	下記の吸収型冷蔵庫中の冷却システム用炭素鋼の冷却溶液中の耐食作用物質として用いられる重量比が 0.75%までの六価クロム: - 一定の稼働条件で、平均 75W 以上の電力入力使用を有する、完全または部分的に電気ヒータと共に稼働するよう設計されたもの - 非電気ヒータとのみ稼働するよう設計されたもの	延長審議中				
9(a)-III	空間及び水を温めるためのガス吸着型熱ポンプの炭素鋼密閉型回路の作動流体中の耐食作用物質として用いられる最大 0.7 重量%までの六価クロム	カテゴリ 1 のみ 2026.12.31				
9(b)	暖房、換気、空調、冷凍(HVACR)用途向け冷媒含有冷媒コンプレッサのベアリングシェル、およびブッシュに使用される鉛	期限終了 2018.7.5	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
9(b)-I	暖房、換気、空調、および冷蔵(HVACR)用途向け冷媒含有密閉型スクロールコンプレッサで 9 kW 以下の電力を使用するものに使用されるベアリングシェル、およびブッシュ内の鉛	期限終了 2019.7.21				
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	期限終了 2010.9.24				
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	期限終了 2013.1.1				
12	熱伝導モジュール形 C リング用のコーティング材料としての鉛	期限終了 2010.9.24				
13(a)	光学用途に使われる白色ガラスに含まれる鉛	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
13(b)	フィルタガラス、および反射標準に用いられるガラスに用いられるカドミウムと鉛	期限終了 2018.7.5	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
13(b) - I	イオンカラー光学フィルタガラスタイプの鉛	延長審議中				
13(b) - II	本表 No.39 項に該当する用途を除く、ストライキング光学フィルタガラス中のカドミウム;	延長審議中				
13(b) - III	フィルタガラス、および反射標準に用いられるガラスに用いられるカドミウムと鉛	延長審議中				
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージとの間の接合に用いる、2 種類を超える元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が 80 重量%を超えて 85 重量%未満のもの	期限終了 2011.1.1				
15	集積回路フリップチップパッケージ内で半導体ダイとキャリアとの間の確実な電気的接続を達成するのに必要なはんだに含まれる鉛	期限終了 2020.2.29	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
15(a)	次の基準の少なくとも1つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 -90nm 以上の半導体技術ノード -任意の半導体技術ノードにおける単一ダイサイズが 300mm ² 以上 - 300 mm ² 以上のダイ、または 300 mm ² 以上のシリコンインターポーザ付きの積層ダイパッケージ。	延長審議中				
16	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛	期限終了 2013.9.1				
17	業務用複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
18(a)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量 1 重量%以下の鉛で、放電管ランプが SMS ((Sr,Ba) ₂ MgSi ₂ O ₇ :Pb) 等の蛍光体を含み、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される場合	期限終了 2011.1.1				

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8,9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
18(b)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量 1 重量%以下の鉛で、放電管ランプが BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される場合	延長審議中	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	延長審議中
18(b) - I	医療用光線療法機器で使用される場合、BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) などの蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉末 (1 重量%以下の鉛) 中の活性剤としての鉛	カテゴリ 5 のみ 延長審議中	カテゴリ 8 のみ 延長審議中 (別表 3. No.34 にカバーされる用途を除く)	延長審議中 (別表 3. No.34 にカバーされる用途を除く)		
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg、および PbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	期限終了 2011.6.1				
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部と後部基板とを接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	期限終了 2011.6.1				
21	ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛、およびカドミウムで、例えば、ホウケイ酸ガラス、またはソーダ石灰ガラスへ塗布される場合	期限終了 2020.2.29	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
21(a)	ディスプレイ、および電気電子機器のコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルタ機能を提供する色プリントガラスに使用される場合のカドミウム	期限終了 2021.7.21				
21(b)	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛、およびカドミウム	期限終了 2021.7.21				
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛	期限終了 2021.7.21				
23	コネクタを除く微細ピッチ仕上げ(ピッチが 0.65 mm 以下)が施された部品に含まれる鉛	期限終了 2010.9.24				
24	機械加工通し穴のある円盤状、および平面状アレイセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用のはんだに含まれる鉛	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
25	構造材、特にシールフリット、フリットリングに用いられる表面伝導電子エミッターディスプレイ(SED)に含まれる酸化鉛	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛	期限終了 2011.6.1				
27	125 dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定される高耐久スピーカにトランスデューサ用はんだとして用いられる鉛合金	期限終了 2010.9.24				
29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3、および 4)で定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛	延長審議中	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	延長審議中
30	導電体との電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金で、導電体が、音圧レベル 100dB(A)以上の高耐久スピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる場合	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイやデザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材料の中の鉛	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインド組立部品を製造するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	延長審議中	延長審議中	期限終了 2023.7.21	延長審議中	期限終了 2024.7.21
33	電力変圧器用内で直径 100ミクロン以下の細径銅線のはんだ付けに用いられるはんだ中の鉛	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計の部品中の鉛	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中	延長審議中
36	DC プラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1 台あたり 30mg 以下の水銀	期限終了 2010.7.1				
37	ホウ酸亜鉛ガラスを基板とする高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	期限終了 2021.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウム、および酸化カドミウム	期限終了 2016.7.21	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8,9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
39	ソリッドステートのイルミネーションまたはディスプレイ・システムで用いられる色変換 II-VI 族化合物半導体 LED(発光領域 mm ² あたりのカドミウム<10 μg)に含まれるカドミウム	期限終了 2018.11.20	期限終了 2018.11.20	期限終了 2018.11.20	期限終了 2018.11.20	期限終了 2018.11.20
39(a)	ディスプレイ照明用途に使用されるカドミウム系半導体ナノクリスタル量子ドットのダウンシフトにおけるセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン 1mm ² 当たり 0.2 μg 未満のカドミウム)	期限終了 2025.11.21	期限終了 2025.11.21	期限終了 2025.11.21	期限終了 2025.11.21	期限終了 2025.11.21
39(b)	各デバイス当たり 1 ミリグラムを上限に、ディスプレイおよびプロジェクション用途への使用のため LED 半導体チップに直載されるダウンシフト半導体ナノクリスタル量子ドット中のカドミウム(発光 LED チップ表面 1 平方ミリあたり 5 マイクログラム未満)	2027.12.31	2027.12.31	2027.12.31	2027.12.31	2027.12.31
40	業務用音響機器に使用されるアナログオプトラバーのためのフォトレジスタに含まれるカドミウム	期限終了 2013.12.13				
41	技術的な理由により可搬型内燃機関のクランクケースあるいはシリンダー内に、または直接、取り付けなければならないイグニションモジュール、およびその他の電気・電子エンジン制御システムで使われる電気・電子部品のはんだや終端仕上げ部分、および PC ボードの仕上げ部分に含まれる鉛(classes SH:1, SH:2, SH:3 of Directive 97/68/EC of the European Parliament and of the Council (1))	期限終了 2022.3.31	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21	期限終了 2024.7.21
42	非公道向けプロフェッショナル用機器に適用される、ディーゼルまたはガソリン燃料駆動内燃エンジンのベアリング、およびブッシュ(内筒)中の鉛 - エンジン総排気量が 15 リッター以上のもの;または - エンジン総排気量が 15 リッター未満であって、かつそのエンジンが、スタート信号が出てから全負荷状態まで 10 秒未満であることが要求される用途に合わせて設計されている;または、定期メンテナンスが、典型的には、例えば鉱山、建設現場、および農業用途のような、過酷で汚い野外環境下で行われるもの					延長審議中 (別表 2, No.6(c) にカバーされる用途を除く)
43	消費者向け専用に設計されてはいない機器に使用するよう設計され、かつ、いかなる可塑化された材料もヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触せず、ビス(2-エチルヘキシル)フタレート(DEHP)の濃度が下記を超えないことを条件として、下記のエンジンシステム中のゴム 構成部品中のビス(2-エチルヘキシル)フタレート(DEHP) (a)下記において重量比 30%を超えないもの: (i) ガasketコーティング; (ii) 硬質(solid)ゴムガスケット; または (iii) 正しく作動するため電氣的、機械的または流体エネルギーを使用する少なくとも 3 つの構成部品からなり、かつエンジンに取り付けられているアセンブリに含まれるゴム構成部品 (b)ポイント(a)に言及されないゴム含有構成部品中、重量比 10%を超えないもの。本エントリの目的上、「ヒトの皮膚への長時間接触(Prolonged contact with human skin)」とは、一日の皮膚接触総量が連続して 10 分以上、または断続的に 30 分以上であることを意味するものとする。					期限終了 2024.7.21
44	稼働中には固定位置で使用される、専門家向けに設計されるが非専門家ユーザにも使用される機器に設置される、規則(Regulation (EU) 2016/1628 of the European Parliament and of the Council)の範囲内の燃焼エンジンのセンサ、アクチュエータ、およびエンジンコントロールユニット(ECU)のはんだ中の鉛					延長審議中

No.	適用除外項目	対象と適用期限				
		カテゴリ 1-7, 10	右記以外のカテゴリ 8,9	体外診断用医療機器カテゴリ 8	産業用監視制御機器カテゴリ 9	カテゴリ 11
45	土木工事(専門家)用の爆発物における電気・電子式起爆剤用途でのアジ化鉛(Ⅱ)、スチフニン酸鉛、ピクリン酸鉛、オレンジ鉛(四三酸化鉛)、二酸化鉛、及び土木工事(専門家)用の爆発物における電気式起爆剤中の長時間火工品延時薬用途でのクロム酸バリウム					延長審議中
46	電気・電子式の窓及びドアに使用される、ポリ塩化ビニル廃棄物から製造された混合物(以下「回収硬質PVC」という)を含有するプラスチックプロファイル中のカドミウム及び鉛で、回収硬質PVC材料中の濃度がカドミウムについては0.1重量%、鉛については1.5重量%を超えないもの。 2026年5月28日以降、電気・電子式の窓及びドアから回収された硬質PVCは、規則(EC) No 1907/2006の付属書XVIIのエントリー63の第18項(a)から(d)に指定されたカテゴリーの新たな成形品の製造にのみ使用されるものとする。 PVC材料中の鉛の濃度が0.1重量%以上の回収硬質PVCを含むPVC成形品の供給者は、当該成形品を上市する前に、当該成形品に「0.1%以上の鉛を含む(Contains ≥ 0.1 % lead)」とのステートメントが視認でき、読みやすく、かつ消えないように表示されていることを確保しなければならない。成形品の性質上、成形品表面に表示できない場合は、成形品の包装に表示しなければならない。 回収された硬質PVCを含むPVC成形品の供給者は、国の執行当局に要求された場合には、当該成形品のPVCの回収起源に関する主張を立証する証拠書類を提出しなければならない。EN 15343:2007、又は同等の公認規格に従って策定された証明書など、トレーサビリティとリサイクル材含有量の証明を提供する制度によって発行された証明書は、EU域内で製造されたPVC成形品に関する、そのような主張を立証するために使用できる。輸入された成形品中のPVCの回収起源に関する主張は、独立した第三者によって発行された、トレーサビリティ及びリサイクル材含有量の同程度の証明を提供する証明書を添付しなければならない				2028.5.28	

※5 この免除は、通常の使用条件または予見可能な使用条件において、子供が口に入れる可能性のある電気電子機器またはそのアクセス可能な部分を一般に供給する場合には適用されない。ただし、以下の両方が証明できる場合は、この免除が適用される。

—このような電気電子機器またはアクセス可能な部分(コーティングされているか否かを問わず)からの鉛の放出速度が、1時間あたり $0.05 \mu\text{g}/\text{cm}^2$ ($0.05 \mu\text{g}/\text{g}/\text{h}$ に相当)を超えない。

—コーティングされたアーティクルについては、そのコーティングが、EEEの通常の使用条件または合理的に予測可能な使用条件において、少なくとも2年間、この放出率を超えないことを保証するのに十分であること。

この脚注の目的上、電気電子機器または電気電子機器のアクセス可能な部分は、一辺が5cm未満であるか、またはそのサイズの取り外し可能部分または突出部分を有する場合に、子供が口に入れることができるものとみなされる。

別表 3. EU RoHS 指令適用除外項目(ANNEXIV)

No.	適用除外項目	対象と適用期限		
		右記以外の カテゴリ 8,9	体外診断用 医療機器 カテゴリ 8	産業用監視 制御機器 カテゴリ 9
電離放射線を利用、または検出する機器				
1	電離放射線検出器に含まれる鉛、カドミウム、および水銀	延長審議中	期限終了 2023.7.21	延長審議中
2	X 線管中の鉛ベアリング	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
3	電磁波増幅素子(マイクロチャンネルプレート、キャピラリープレート)中の鉛	延長審議中	延長審議中	延長審議中
4	X 線管、およびイメージインテンシファイアのフリットガラス中の鉛、ガスレーザー用、および電磁波-電子変換(光電変換)用真空管に用いられるフリットバインダー中の鉛	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	延長審議中
5	電離放射線の遮蔽に含まれる鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	延長審議中
6	X 線試験用試料に含まれる鉛	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
7	X 線回折用結晶としてのステアリン酸鉛	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
8	ポータブル型蛍光 X 線分析機器の線源として用いられるカドミウム放射性同位体	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
センサー、検出器、電極				
1a	イオン選択電極(pH 電極のガラスを含む)中の鉛、およびカドミウム	延長審議中	延長審議中	延長審議中
1b	電気化学的酸素センサの陽電極中の鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	延長審議中
1c	赤外線検出器中の鉛、カドミウム、および水銀	延長審議中	延長審議中	延長審議中
1d	比較電極中の水銀: 塩化水銀、硫化水銀、および酸化水銀	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
その他				
9	ヘリウム - カドミウムレーザー中のカドミウム	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	延長審議中
10	原子吸光分光用ランプ中の鉛、およびカドミウム	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	延長審議中
11	MRI で超伝導体、および熱伝導体として用いられる合金中の鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
12	MRI、SQUID、NMR(核磁気共鳴)または FTMS(フーリエ変換質量分析計)検出器の超伝導磁気回路を構成する金属接合に含まれる鉛、およびカドミウム	延長審議中	期限終了 2021.6.30	延長審議中
13	釣り合いおもり(カウンターウェイト)中の鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
14	超音波トランスデューサ用の単結晶圧電材料に含まれる鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
15	超音波トランスデューサへの接合用はんだ中の鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
16	高精度キャパシタンス、および損失測定ブリッジに含まれる水銀、監視、および制御機器に用いられる高周波 RF スイッチ、およびリレーに含まれる水銀で、スイッチまたはリレーあたりの水銀重量が 20 mg を超えないもの	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
17	ポータブル型の緊急用細動除去器に用いられるはんだ中の鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
18	8~14 μm 帯を検出する高性能赤外画像モジュールに用いられるはんだ中の鉛	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
19	シリコン表示の液晶(LCoS)に含まれる鉛	期限終了 2021.7.21	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
20	X 線計測フィルタ中のカドミウム	延長審議中	期限終了 2023.7.21	期限終了 2024.7.21
21	X 線画像用イメージインテンシファイアにおける蛍光コーティング中のカドミウム	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31
22	CT、および MRI のための定位ヘッドフレームに用いられる、ならびにガンマ線、および粒子線治療装置のための位置決め(positioning)システムで用いられる酢酸鉛マーカー	期限終了 2021.6.30	期限終了 2021.6.30	期限終了 2021.6.30
23	電離放射線にさらされる医療機器のベアリング、および摩耗面に用いられる合金成分としての鉛	期限終了 2021.6.30	期限終了 2021.6.30	
24	X 線イメージインテンシファイアにおいてアルミニウムとスチールとを真空気密接続させる鉛	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31

No.	適用除外項目	対象と適用期限		
		右記以外の カテゴリ 8,9	体外診断用 医療機器 カテゴリ 8	産業用監視 制御機器 カテゴリ 9
25	ピンコネクタシステムの表面コーティング中の鉛で、そのシステムで必要とされる非磁性コネクタが、通常稼働、および保管状態においてマイナス 20 °Cを下回る温度で恒久的に使用される場合	期限終了 2021.6.30	期限終了 2021.6.30	期限終了 2021.6.30
26	通常稼働、および保管状態においてマイナス 20 °Cを下回る温度で恒久的に使用される以下の用途に含まれる鉛 (a) プリント回路基板上のはんだ (b) 電気、および電子部品の端子コーティング、およびプリント回路基板のコーティング (c) ワイヤとケーブルの接続に用いられるはんだ (d) トランスデューサとセンサの接続に用いられるはんだ マイナス 150°Cを下回る温度で定期的に使われるように設計されている装置の温度測定センサへの電気接続に含まれる鉛。	延長審議中	期限終了 2021.6.30	延長審議中
27	以下に含まれる鉛。 - はんだ - 電気、および電子部品の端子コーティング、およびプリント回路基板のコーティング - 電線、シールド、および同梱された(enclosed)コネクタの接続 ただし、下記 a)、または b)の磁場で用いられる場合 a)医療用磁気共鳴画像装置に用いられる磁石のアイソセンター周囲半径 1 m 圏内の磁場。この医療用磁気共鳴画像装置は、左記圏内で使用されるよう設計された患者モニタを含む b)粒子療法に適用されるサイクロترون磁石の外部表面、ビーム輸送、およびビーム方向制御のための磁石からの距離 1 m の範囲内の磁場 c)2022 年 9 月 23 日より前に最初の適合宣言書が発行されている非一体型 MRI コイル または、 d)2024 年 6 月 30 日より前に最初の適合宣言書が発行されている、医療用磁気共鳴画像装置に用いられる磁石のアイソセンター周囲半径 1m 圏内の磁場内で使用される内蔵型コイルを有する MRI 機器	延長審議中	2027.6.30	2027.6.30
28	テルル化カドミウム(cadmium telluride)、およびテルル化亜鉛カドミウム(cadmium zinc telluride)のデジタルアレイ検出器を、プリント回路基板上に取り付けるためのはんだ中の鉛	期限終了 2017.12.31	期限終了 2017.12.31	期限終了 2017.12.31
29	超伝導体または熱伝導体としての合金中の鉛で、医療機器(カテゴリ 8)、および/または産業用監視制御器具において、低温クーラー(cryo-cooler)低温ヘッド、および/または低温クーラーで冷却された(cryo-cooled)低温プローブ、および/または低温クーラーで冷却された等ポテンシャル(equipotential)結合システムに使用される場合	延長審議中	期限終了 2021.6.30	期限終了 2021.6.30
30	アルカリディスプレイ中の 6 価クロムで、アルカリディスプレイが X 線イメージインテンシファイア用光陰極(photocathodes)の製造に用いられる場合	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31
31a	体外診断用医療機器、および電子顕微鏡とその付属品を含む医療機器の修理または改造のために回収され使用されるスペアパーツに含まれる鉛、カドミウム、六価クロム、およびポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)。ただし、監視可能なクローズドループの B to B(Business to Business)返却システムにおいて再使用が行われ、かつその再使用が消費者に通知されることを条件とする	延長審議中	延長審議中	期限終了 2024.7.21
32	核磁気共鳴画像(MRI)機器に組込まれる陽電子放射断層法(Positron Emission Tomographs; PET)用検出器、およびデータ取得ユニットのプリント回路基板上のはんだ中の鉛	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31
33	指令 93/42/EEC(医療機器指令)クラス IIa、および IIb の移動式医療機器に使用される部品実装済み(populated)プリント回路基板上のはんだ中の鉛。ただし、ポータブル型非常用細動除去装置を除く	クラス IIa: 期限終了 2019.12.31 クラス IIb: 期限終了 2020.12.31		
34	放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛で、BSP(BaSi ₂ O ₅ :Pb)蛍光体を含む体外循環光療法(extracorporeal photopheresis)ランプに使用される場合	期限終了 2021.7.21	期限終了 2021.7.21	
35	2017 年 7 月 22 日より前に上市された産業用の監視、および制御装置で 사용되는バックライティング液晶ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプの中の水銀であって、1 ランプにつき 5 mg を超えないもの*			期限終了 2024.7.21
36	産業用の監視、および制御装置用の C-プレスに準拠したピンコネクタシステム以外の中で使われる鉛			期限終了 2020.12.31

No.	適用除外項目	対象と適用期限		
		右記以外の カテゴリ 8,9	体外診断用 医療機器 カテゴリ 8	産業用監視 制御機器 カテゴリ 9
37	伝導率測定のために使用される以下の条件の少なくとも1つが適用される白金めっき処理された白金電極中の鉛： (a)試験所の未知の濃度測定用アプリケーションとして1桁を超えるレンジ（例えば0.1 mS/m～5 mS/m）をカバーする伝導率が広範囲の測定用； (b)プラスマイナス1%の精度と電極の高耐蝕性が必要な以下の溶液の測定用： (i)pH 1未満の酸性溶液 (ii)pH 13超のアルカリ性溶液 (iii)ハロゲンガスを含む腐食性の溶液 (c)携帯型計器で測定しなくてはならない100 mS/mを超える伝導率測定用	期限終了 2025.12.31	期限終了 2025.12.31	期限終了 2025.12.31
38	CTとX線装置のX線検出器で使用されるインターフェースにつき500を超えて相互接続する広範囲の積層型素子の1つのインターフェースに含まれるはんだの鉛	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31	期限終了 2019.12.31
39	以下の特性の少なくとも1つが存在する装置で使われるマイクロチャンネルプレート(MCPs)中の鉛： (a)最高3mm/MCP(検出器の厚さ+MCP設置スペース)、全体で最高6mmを限度としたスペースの小さいサイズの電子またはイオン検出器ならびにより大きいスペースを必要とする代替設計でないと科学的に代替不可能な検出器 (b)以下の少なくとも1つが適用される電子またはイオン検出用の二次元の空間分解能： (i)25 nsより短い応答時間 (ii)149 mm ² より大きな検出領域 (iii)1.3×10 ³ より大きい増倍率 (c)電子またはイオン検出用の5nsより短い応答時間； (d)電子またはイオン検出用の314 mm ² より大きな検出領域 (e)4.0×10 ⁷ より大きい増倍率	延長審議中	延長審議中	延長審議中
40	産業用の監視、および制御装置用の定格電圧AC125VまたはDC250Vより小さいコンデンサの中の誘電セラミックの鉛			期限終了 2020.12.31
41	血液及びその他の体液や体内ガスの分析用の体外診断医療機器に使用される電流測定、電位差測定、導電性電気化学センサの基盤材料としてのポリ塩化ビニル(PVC)の熱安定剤としての鉛。		期限終了 2022.3.31	
41a	全血中のクレアチニン及び血中尿素窒素の分析のための体外診断医療機器に使用されるアンペロメトリック、ポテンショメトリック及びコンダクノメトリック電気化学センサーの基材として用いられるPVC中の熱安定剤としての鉛		期限終了 2023.12.31	
42	高周波(>50MHz)モードで運転可能な血管内超音波画像処理システムで使われる電気回転コネクタ中の水銀	延長審議中		
43	10ppm未満の感度が要求される産業用監視・制御装置で使用される酸素センサのためのエルシュセル(ハーシュセル)中のカドミウムアノード			期限終了 2023.7.15
44	電離放射線被曝が100 Gy/時間を超え、総線量が100 kGyを超える環境で使用される450 TVラインを超える中心解像度のカメラ用に設計された耐放射線性ビデオカメラ管のカドミウム	カテゴリ 9 2027.3.31		2027.3.31
45	人体液及び／または透析液に存在するイオン性物質のポイントオブケア分析で用いられるイオン選択性電極中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	2028.7.21	2028.7.21	2028.7.21
46	MRI検出器コイルのプラスチック部品中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	延長審議中	延長審議中	延長審議中
47	医療機器(体外診断用医療機器含む)及びその付属品の修理または改修のために再生、もしくは使用されるスペアパーツに含まれる、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP) およびフタル酸ジイソブチル(DIBP)。ただし、監視可能なクローズドループのB to B(business to Business)返却システムにおいて再使用が行われ、かつそのパーツの再使用が顧客に通知されることを条件とする	カテゴリ 8 2028.7.21	2028.7.21	
48	ビスマス ストロンチウム カルシウム酸化銅(BSCCO)超伝導ケーブルおよび電線中の鉛、並びにこれらの電線類への電氣的接続部分における鉛	2027.6.30	2027.6.30	2027.6.30
49	温度300℃超、圧力1000バール超での毛細管レオメータ用の溶融圧力変換器中の水銀	カテゴリ 9 延長審議中		延長審議中

別表 4. 発生してはならない特定アミン一覧

特定アミン	CAS-No.
4-アミノビフェニル Biphenyl-4-ylamine 4-Aminobiphenyl	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン 4-chloro-o-toluidine 4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン 4-chloroaniline 4-クロロアニリン	106-47-8
2, 4-ジアミノアニソール 4-methoxy-m-phenylenediamine 4-メトキシ-m-フェニレンジアミン	615-05-4
4, 4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3, 3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3, 3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3, 3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン 4, 4'-methylenedi-o-toluidine 4,4'-メチレンジ-o-トルイジン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4, 4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-14-4
4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド 4, 4'-thiodianiline 4,4'-チオジアニリン	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2, 4, 5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

別表 5. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準

管理対象基準	記号
化審法 [第 1 種特定化学物質]	LR01
米国有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act: TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)	LR02
EU ELV 指令 2011/37/EU	LR03
EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	LR04
EU POPs 規則(EC) No 850/2004 ANNEX I	LR05
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質)、および ANNEX XIV (認可対象物質)	LR06
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	LR07
EU 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質	LR08
中国 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	LR09
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	IC01
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IC02

別表 6. 衣服または関連アクセサリ、および衣類と同程度に人の皮膚に接触する衣類以外のテキスタイル中の含有を制限する特定の発がん性、変異原性、および生殖毒性物質と最大濃度限界一覧

No.	物質名	CAS No.	最大濃度限界 (均質材料あたり)
1	カドミウム、およびその化合物 (EU REACH Annex XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6)	—	溶出後 1ppm (材料から溶出したカドミウム金属として)
2	六価クロム化合物 (EU REACH Annex XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6)	—	溶出後 1ppm (材料から溶出した六価クロムとして)
3	ヒ素化合物 (EU REACH Annex XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6)	—	溶出後 1ppm (材料から溶出したヒ素金属として)
4	鉛、およびその化合物 (EU REACH Annex XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6)	—	溶出後 1ppm (材料から溶出した Pb 金属として)
5	ベンゼン	71-43-2	5 ppm
6	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	1 ppm
7	ベンゾ[e]アセフェナントリレン	205-99-2	1 ppm
8	ベンゾ[a]ピレン; ベンゾ[def]クリセン	50-32-8	1 ppm
9	ベンゾ[e]ピレン	192-97-2	1 ppm
10	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3	1 ppm
11	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	1 ppm
12	クリセン	218-01-9	1 ppm
13	ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3	1 ppm
14	α , α , α , 4-テトラクロロトルエン; p-クロロベンゾトリクロリド	5216-25-1	1 ppm
15	α , α , α -トリクロロトルエン; ベンゾトリクロリド	98-07-7	1 ppm
16	α -クロロトルエン; ベンジルクロリド	100-44-7	1 ppm
17	ホルムアルデヒド	50-00-0	75 ppm
18	フタル酸ジ分岐アルキルエステル (炭素数 6 ~ 8, 7 が主成分)	71888-89-6	1,000 ppm (本物質単体または EU CLP 規則で発がん性、生殖細胞変異原性または生殖毒性の何れかで 1A 1B に分類される EU REACH 規則 Annex XVII 記載の他のフタル酸エステル (別表 7 参照) との合計)
19	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)	117-82-8	1,000 ppm (本物質単体または EU CLP 規則で発がん性、生殖細胞変異原性または生殖毒性の何れかで 1A 1B に分類される EU REACH 規則 Annex XVII 記載の他のフタル酸エステル (別表 7 参照) との合計)
20	フタル酸ジイソペンチル	605-50-5	1,000 ppm (本物質単体または EU CLP 規則で発がん性、生殖細胞変異原性または生殖毒性の何れかで 1A 1B に分類される EU REACH 規則 Annex XVII 記載の他のフタル酸エステル (別表 7 参照) との合計)
21	フタル酸ジ-n-ペンチル (DPP)	131-18-0	1,000 ppm (本物質単体または EU CLP 規則で発がん性、生殖細胞変異原性または生殖毒性の何れかで 1A 1B に分類される EU REACH 規則 Annex XVII 記載の他のフタル酸エステル (別表 7 参照) との合計)
22	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3	1,000 ppm (本物質単体または EU CLP 規則で発がん性、生殖細胞変異原性または生殖毒性の何れかで 1A 1B に分類される EU REACH 規則 Annex XVII 記載の他のフタル酸エステル (別表 7 参照) との合計)
23	N-メチル-2-ピロリドン; 1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	3,000 ppm
24	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	127-19-5	3,000 ppm
25	N,N-ジメチルホルムアミド; ジメチルホルムアミド (DMF)	68-12-2	3,000 ppm

N.o.	物質名	CAS No.	最大濃度限界(均質材料あたり)
26	1,4,5,8-テトラアミノアントラキノン; C.I.ディスパースブルー1	2475-45-8	50 ppm
27	ベンズアミン,4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジ エニリデンメチレン)ジアニリン塩酸塩; ベーシックレッド 9	569-61-9	50 ppm
28	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリリデン] シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチル アンモニウムクロリド; ベーシックバイオレット 3(ミヒラーズケトン(EC No. 202-027-5)またはミヒラーズベース(EC No. 202-959-2)を0.1%以上含んでいる場合)	548-62-9	50 ppm
29	4-クロロ-o-トルイジン塩酸塩	3165-93-3	30 ppm
30	2-ナフタレンアミン酢酸塩	553-00-4	30 ppm
31	4-メトキシ-m-フェニレンジアンモニウム硫酸塩; 2,4-ジアミノアニソール硫酸塩	39156-41-7	30 ppm
32	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	21436-97-5	30 ppm
33	キノリン	91-22-5	50 ppm

別表 7. 別表 6 にて含有を制限する特定のフタル酸エステル一覧

物質名	CAS No.
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル); DEHP	117-81-7
フタル酸ジブチル; DBP	84-74-2
フタル酸ジペンチル(直鎖、分岐) [1]	84777-06-0 [1]
フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル [2]	776297-69-9[2]
フタル酸ジ-n-ペンチル(DPP) [3]	131-18-0 [3]
フタル酸ジイソペンチル [4]	605-50-5 [4]
フタル酸ベンジルブチル	85-68-7
フタル酸分岐、および直鎖アルキルエステル(炭素数 7~11)	68515-42-4
フタル酸ジ分岐アルキルエステル(炭素数 6~8、7 が主成分)	71888-89-6
フタル酸ジヘキシル(直鎖、分岐)	68515-50-4
フタル酸ジイソブチル	84-69-5
フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3
フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7
フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8